

指定管理者評価シート

所管課: 福祉保健部福祉総務課

| | | | |
|------|---------------------|---------|---------------------|
| 施設名称 | 秋田市老人福祉センター | 指定管理者名称 | 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 |
| 指定期間 | 平成29年 4月 ~ 平成34年 3月 | 評価対象期間 | 平成29年 4月 ~ 平成30年 3月 |

| | 利用者数 | 収入(A) | 支出(B) | 収支額(A-B) |
|--------|----------|--------------|--------------|----------|
| 平成27年度 | 45,306 人 | 24,497,996 円 | 24,497,996 円 | 0 円 |
| 平成28年度 | 42,591 人 | 24,476,017 円 | 24,476,017 円 | 0 円 |
| 平成29年度 | 39,869 人 | 24,243,019 円 | 24,243,019 円 | 0 円 |

| 評価項目 | 評価 |
|--|----|
| 1 市民の平等な利用の確保 | A |
| ①平等な利用確保 | A |
| ・不当な利用制限や特定の利用者の優遇を行っていない | A |
| ・個々のサービスについて、対応者による格差は生じていない | A |
| 2 公の施設の設置目的の効果的な達成 | A |
| ①法令等の遵守 | A |
| ・条例、規則、基本協定、仕様書等に基づき、指定管理者の業務を適正に行っている | A |
| ②地域振興への貢献 | A |
| ・地域関係機関、ボランティア等との連携が図られている | A |
| ・地域の特性を活かした自主事業を実施している | A |
| ③広報活動の実施 | B |
| ・施設情報の提供や自主事業のPRを積極的に行っている | B |
| ④サービスの向上 | B |
| ・利用者に対するサービス向上の取組がなされている | B |
| 3 効率的な管理 | A |
| ①施設・備品管理 | A |
| ・建物・設備が適切に管理され、安全性と良好な機能が保持されている | A |
| ・備品が適切に管理されている | A |
| ・市民が快適に利用できるよう、清掃が行き届いている | A |
| ②環境への配慮 | B |
| ・電気・水道等の効率的利用や廃棄物の抑制など省エネ対策に取り組んでいる | B |
| 4 適正かつ確実な管理を行う能力 | A |
| ①適正な人員配置 | A |
| ・施設の管理運営のため、適正な人員配置が行われている | A |
| ・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされている | A |
| ②接遇・研修・苦情対策 | A |
| ・利用者に対する職員の接遇、マナーは適切である | A |
| ・職員の資質の向上のため、研修等を行っている | B |
| ・アンケート等、寄せられた意見や苦情に適切に対応できる仕組みが整っている | B |
| ③安全管理・危機管理 | A |
| ・事故防止のための取組を行っている | A |
| ・事故や災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう責任体制やマニュアル等が整備されている | B |
| ・マニュアル等に基づき防災訓練等を定期的に行っている | A |
| ④個人情報の保護 | B |
| ・個人情報保護の重要性を認識し、適正な取り扱いが図られている | B |
| ⑤収支状況 | A |
| ・収支計画に基づいた適切な執行を行っている | A |
| ・文書、帳簿、通帳の管理を適切に行っている | A |
| 5 その他【 】 | A |
| 施設の設置目的に合致した管理運営 | B |
| ・高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与している | B |
| 地域福祉活動への積極的な取組 | A |
| ・地域福祉活動に対する理解や意欲を持ち、助けが必要な人への日常生活の援助や高齢者の社会参加の促進に取り組んでいる | A |
| 利用者の処遇に対する考え方 | A |
| ・利用者個々の特性を的確に認識したうえで、安心して利用できる応接がなされている | A |
| 部門間の連携 | B |
| ・デイサービスや介護支援事業所等各部门との連携を図り、効果的・効率的な一括管理がなされている | B |
| 総合評価 | A |

| |
|---|
| <p>評価に係る特記事項</p> <p>1について、利用者に対し適切な対応に努めるなど、平等な利用の確保に関して、問題はなかったと判断される。</p> <p>2について、事業計画書に基づいた自主事業の実施、広報誌の全戸配布による周知活動が行われており、設置目的の達成に向けた活動がなされていると判断される。</p> <p>3について、各設備の保守管理業務委託契約を締結し、定期的な保守点検を行っており、適正な管理がなされていると判断される。</p> <p>4について、事業計画書に沿った人員配置、意見箱による利用者への要望調査、職員が当番制で館内を巡回し事故防止に取り組んでいるほか、緊急時のマニュアル等が策定されており、適正な運営管理を行うための対応がなされていると判断される。</p> <p>5について、「ふれあい福祉相談センター」をセンター内に開設し、高齢者の各種相談に応じているほか、介護支援ボランティア制度により高齢者の社会参加の促進を図り、設置目的に沿った運営がなされていると判断される。</p> <p>以上のことから、当該施設においては、適切な管理がなされていると判断される。</p> |
|---|